

## 条 例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十五号

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「平成十七年法律第二百二十三号」の下に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 センターは、障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援を行う施設とする。

第六条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（短期入所、施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援に限る。）の項区分の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に、「及び就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労定着支援」に改め、同項金額の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。